

令和3年3月1日
関東森林管理局

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る 特例措置について

「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和3年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新単価」という。）が決定され、令和3年3月1日から適用することになったことに伴い、関東森林管理局では、森林土木工事、造林事業及び素材生産事業等（以下「工事等」という。）並びに森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務（以下「調査等」という。）について、下記のとおり特例措置を講じます。

記

第1 令和3年3月1日以降に契約を行う工事等及び調査等に係る特例措置

1 特例措置の内容

2に定める工事等及び調査等の受注者は、「国有林野事業工事請負契約約款」、「国有林野事業造林事業請負契約約款」、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」、「国有林野事業業務請負契約約款」等の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 特例措置の対象となる工事等及び調査等

令和3年3月1日以降に契約を行う工事等及び調査等のうち、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和2年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額の算出方式

変更後の請負代金額は、次の方により算出します。

変更後の請負代金額

$$= \left[\begin{array}{l} \text{新単価及び当初契約時点} \\ \text{の物価により積算された} \\ \text{予定価格} \end{array} \right] \times (\text{当初契約の落札率})$$

第2 令和3年2月28日以前に契約を行った工事等に係る特例措置

1 特例措置の内容

2に定める工事等の受注者は、「国有林野事業工事請負契約約款」、「国有林野事業造林事業請負契約約款」、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 特例措置の対象となる工事等

令和3年2月28日以前に契約を行った工事等のうち、原則、請求日以降の残工期又は残事業期間が2ヶ月以上あるもの。

3 請負代金額の増額分の算出方式

請負代金額の増額分は、次的方式により算出します。

$$\text{請負代金額の増額分} = \left(\begin{array}{l} \text{新単価及び当初契約時点の} \\ \text{物価により算出した請負代} \\ \text{金額から出来形部分を控除} \\ \text{した額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{請負代金額} \\ \text{から出来形} \\ \text{部分を控除} \\ \text{した額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{請負代金額} \\ \text{から出来形} \\ \text{部分を控除} \\ \text{した額} \end{array} \right) \times 1/100$$

お問い合わせ

関東森林管理局

総務企画部経理課	契約適正化専門官	TEL:027-210-1149
森林整備部森林整備課	課長補佐	TEL:027-210-1184
森林整備部資源活用課	課長補佐	TEL:027-210-1186
計画保全部治山課	課長補佐	TEL:027-210-1190